

公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団

平成30年度事業計画書

I 基本方針

財団の設置目的である森林の中で自然との共生を学び、体験し、様々な形で森林とふれあうライフスタイルを創出するフォレスト・エコ・ライフの推進を図り、「自然との共生」思想の普及を基本とし、「ふくしま県民の森ならでは」の特色ある利用形態等を全国に向け発信し、福島県の復興・創生が更に前に進むための一助となるよう、各種事業の積極的な展開を図る。

「ふくしま県民の森」の第3期指定管理者の最終年度であり、引き続き利用満足度の向上に努めるとともに効率的で質の高いサービスの提供を行い、「ふくしま県民の森」の利用者等が野生動物からの被害を受けることを防止するため、大型野生動物の侵入対策をより充実し、利用者の安全・安心対策の充実を図る。

特に、平成30年度はオートキャンプ場開設20周年を迎える大きな節目の年度であり、春の「フルオープニング記念イベント」、繁忙期の「キャンプ推進月間」、さらに「誕生祭」など、開設20周年にふさわしい事業の充実に努め、オートキャンプ場の利用促進対策を強化する。

また、6月10日に開催される「第69回全国植樹祭」では「ふくしま県民の森」がサテライト会場になっていることから、実行委員会や県、地元自治体などと協力して適切な会場運営に努めるとともに、これを契機とした「ふくしま県民の森」の更なる利用促進に努めるほか、子ども自然遊び事業や森林環境教育の人材育成、森林環境保全などに関する受託事業も継続して実施するとともに、災害対応キャンプなどの自主事業に継続して取り組む。

さらに、平成30年度に予定されている第4期指定管理者の指定を目指す。

II 指定管理者としての「ふくしま県民の森」管理業務

「ふくしま県民の森」指定管理者として、指定管理者基本協定書、仕様書、関係法令等を遵守し、施設の機能が設置目的に沿って最大限に發揮できるような管理に努める。

利用者が安心して利用できる施設を維持することはもちろん、公平で質の高いサービスを提供するため、財団が持つ企画・運営能力を駆使し、年間を通して利用者が楽しめる管理を行うとともに、災害等の不測の事態に備え危機管理の徹底を図る。また、原発事故に伴う放射線量について引き続き測定を行い、その結果

を情報として発信し施設の安全性を周知し、より多くの人が利用できるように努める。

指定管理者としての主な管理施設は次のとおりである。

1 県委託料による施設・緑地管理

日常点検・法定点検を徹底し、施設機能が十分に発揮できるような管理に努める。

緑地管理については、引き続き園内の放射性物質の低減化を図るとともに、イノシシ等の大型野生動物の侵入防止対策を講じ、利用者の安全・安心の確保を最優先に配慮し適切な管理を行う。

(1) 施設管理

① 森林学習施設区域

- | | |
|---------------------|-------|
| ア 森林館、森林学習館 | 各 1 棟 |
| イ 専用水道設備 | 一式 |
| ウ 凈化槽（不動沢、森林学習施設区域） | 一式 |

② オートキャンプ場区域

- | | |
|-----------------|----|
| ア ビジターセンター電気設備等 | 一式 |
| イ 凈化槽（オートキャンプ場） | 一式 |
| ウ 木質チップボイラー設備 | 一式 |

(2) 緑地管理

① 森林学習施設区域

ア 芝生管理

- ・芝刈等 園地 17, 900 m² ほか
- ・除草等 園地 17, 900 m²

イ 森林管理

- ・除伐、テントサイト周辺、体験学習の森等 64, 400 m²

ウ 道路管理

- ・下刈り 遊歩道 6, 120 m 管理道路 4, 900 m

② オートキャンプ場区域

ア 道路法面 下刈等 20, 200 m²（幹線園路、副園路）

イ 森林管理 下刈等 148, 000 m²（テントサイト周辺）

ウ 道路管理 落葉処理 24, 041 m（幹線園路、副園路、遊歩道）

2 オートキャンプ場利用料金による施設管理

フォレスト・エコ・ライフ推進のための中心的な施設であるオートキャンプ場区域の各施設は、利用者の快適かつ安全な利用が図られ、自然との共生を実践できるよう適正な管理を行う。

(1) オートキャンプ場施設

ア ビジターセンター	1棟
イ コテージ	定員5名 10棟 定員7名 10棟
ウ テントサイト	常設トレーラー 10台 キャラバンサイト 20サイト 個別サイト 67サイト グループサイト 43サイト フリーサイト 40サイト
エ サテライトハウス	R C造 5棟
オ その他	付帯施設 一式

3 フォレスト・エコ・ライフ推進事業

安全・安心が確保された森林環境の中で、森林とふれあい、自然との共生を学び、体験できる事業を実施する。

(1) 森林学習施設区域の運営

- ・ 「自然に学び、自然の仕組みをよく知り、自然を賢明に活用する」ための中心的役割を担う区域と位置付ける。
 - ・ 安全・安心が確保された森林の中で、幼児から大人までを対象に、環境保全の大切さ、森林の多様性やその活用方法等について、体験活動を通して紹介する。
 - ・ 子どもの健全な発育と野外活動の重要性、「生きる力」を育てるための野外体験などについて普及に努める。
 - ・ 実施に当たっては、福島大学や専門的知識を有する団体、福島県などと協働で取り組む。
 - ・ 多様な森林学習プログラムの提供や情報提供、さらに植樹・育樹活動などを通し、新たな利用者層の開拓を図りながら利用促進に努める。
- * 幼児から大人までの体験学習の推進
- * N P O 法人福島県もりの案内人の会との協働事業（各種研修会の開催、体験プログラムの開催など）
- * 森林環境学習、防災教育、森林レクリエーション、野外スポーツなどの多様なプログラムの提供
- * 森林保全活動（育樹等を含む）の実施
- * 野生生物共生センター、アクアマリンふくしま“かわせみ館”との協働事業
- * その他 森林資源を活用する事業の実施

(2) オートキャンプ場区域の運営

- ・ より多くの人にフォレスト・エコ・ライフを提案・普及するための施設と位

置付ける。

- ・ 放射能汚染や自然災害、大型野生動物などからの安全・安心を担保した施設管理を行う。
 - ・ 常に「おもてなしの心」を持ち、利便性の向上と魅力あふれるサービスの提供に努める。
 - ・ 震災・原発事故の経験を活かし、災害や困難を克服する「生きる力」を育てるための場を提供する。
 - ・ オートキャンプ場開設20周年を機に、キャンプ初心者やリピーターなど、それぞれの対象に合わせた細やかで魅力的なサービスの提供により、利用者の増加と交流人口の拡大をめざす。
 - ・ トップシーズン（GWや夏期）の利用促進を図るため、「キャンプ推進月間」を設定するなどして施設経営の安定化を図る。
 - ・ FELメンバーズに対するサービスの充実を図り、リピーターの増加をめざすとともに、更なる会員の登録増を図る。
- * 災害対応キャンプの実施
 - * 放射性物質の動態や関連情報の提供
 - * 割引制度の実施
 - * 観光関連団体・緑化団体や近隣行政、施設との協働事業の実施
 - * 各種イベントへの積極的な参加、メディアの活用、営業活動の強化
 - * 利用者向けの多彩なイベントの実施
 - * 癒しの空間としての温泉の効果的利活用
 - * ホームページ（なっぷ、動画(You Tube)による施設紹介）、フェイスブックやタブロイド紙などを活用したオートキャンプ場の適時的確な情報発信
 - * 利用者の安全のための電気柵等の大型野生動物対策の実施
 - * シルバー層の利用促進に向けた新たな利用プランの提案

III 受託事業の実施

1 もりの案内人養成等事業（環境教育の人材育成）

森林づくりや森林での野外活動を通して、森林や林業の重要性、人と自然との関わりと持続可能な形での利用について、県民の理解を深めるための指導者（もりの案内人）の養成を行う。

2 森林ボランティアサポート事業（森林環境の保全）

安全・安心な森林空間の創出（森林除染を含む）を県内多くの地域で実施するため、時代に求められる森林整備活動の広報、森林ボランティアに関する情報の収集と提供、森林整備機材の貸し出し、ボランティア組織のネットワーク化などボラン

ティア活動の支援を実施する。また、森林整備の知識や技術等を身につけるための研修会の実施、森林づくり行事への指導者の派遣調整を行う。

3 グリーンフォレスター養成事業（環境教育の人材育成）

県民参加による森林づくり運動の促進を図るため、森林整備に関する知識と技術、森林整備の安全確保に関する知識を備えたリーダーを育成する。

4 森林文化公開体験事業（森林環境・生活環境教育）

福島県内には、森林を守り、森林を保全しながらその資源を有効に活用する知恵、技術、產品、芸能、暮らしなどの森林文化が各地に存在する。

このため、福島県内に存するこれらの森林文化の記録映画を作成するとともに、映像を活用した出前講座を実施する。また、多くの県民等に森林文化を学び、体験してもらうため、テーマを定めて体験プログラムを実施する。

平成30年度テーマ 「里山の森林文化」

5 子ども自然あそび事業（森林環境・生活環境教育）

・ 原発事故後、飛散した放射性物質への不安により、子どもたちの外遊びの機会が少ない状況が続いていることから、子どもの心身の健やかな発育を促す外遊びや自然ふれあい体験の重要性が改めて見直されている。そのため安心して外遊びができる「ふくしま県民の森」において、主に未就学児を対象として自由遊びや自然体験を行う。

- * もりの冒険隊
- * ファミリーキャンプ
- * もりの自然体験（はちみつ収穫体験・落ち葉遊び・木工体験等）
- * ネイチャーゲーム
- * ナイトハイク
- * その他

6 子どもと青年の異世代交流事業（森林環境・生活環境教育）

福島県の復興が進んでいる中、子ども達の外遊びの環境改善に向けた取組が必要であることから、その取組に若い世代（大学生）の意見を積極的に取り入れるとともに、実際に雄大な自然の中で子ども達と触れ合うことにより子育て観を育成する機会を確保し、異世代の交流促進を図る。

IV 自主事業の実施

1 環境教育事業（森林環境・生活環境教育などの推進）

(1) 青少年向け環境教育事業

- ・ 森林の多様性を正しく理解するには生息生物の基本調査が重要であるため、調

査方法やデータの取り方など専門的な内容のプログラムを提供する事業とする。県内外の小学生（高学年）・中学生・高校生を対象とした「あだたら生物クラブ」を県内N P O法人との協働事業として開催する。併せて、クラブ運営のサポート員を養成する。

（2）災害対応キャンプ普及事業

- ・ 大規模な災害時において、野外活動（キャンプ）の技術や道具類を活用し、自らの生命を維持するために必要な「生きる力」を育てる知識・経験の習得機会を提供する。福島大学、日本赤十字社などと連携し、現在も震災・原発事故の影響下にある福島県から全国に向け、福島でしかできない取組を発信するとともに、福島に人を呼び戻す教育旅行を推進するための取組にもする。さらに、バイオマスなどの森林資源の活用、地域独自の森林文化の導入により、ふくしま県民の森ならではの特徴あるプログラムとする。

（3）森林保全活動推進事業

- ・ 幼児や児童が安心して森林活動をするための指導者育成プログラムの開発と人材養成研修会の開催準備を、県内外の関連団体と協働で行う。
- ・ 人と森林とのかかわりや森林の大切さ、自然が身近に感じられる体験イベントや、県民の心を癒し、明日への活力を提供できるようなプログラムを準備し実施する。

（4）福島県の森林再生に向けた取組

- ・ 木質チップボイラー（フォレストパークあだたら内）の効果的運用
- ・ 木質チップボイラーの広報と教育利用への取組
- ・ 福島県内の森林ボランティア団体を支援するため、「森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業」の事務局等を引き受ける。

（5）植樹緑化事業

公益社団法人ゴルフ緑化促進会、及び公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会と協力してふくしま県民の森にサクラを植栽しているが、これが順調に生長できるよう適切な育樹を行う。

（6）講師派遣事業

学校等の教育機関、団体の派遣要請により専門的知識を有する財団職員を講師として派遣し、財団の基本理念である「自然との共生」思想の普及推進に努める。

2 自然環境基礎調査事業

自然環境と共生を図るための基礎調査を実施し、情報の蓄積と発信を行う。特に、

大型野生動物侵入防止対策のための調査を行い、人と野生生物が共存できる方法を検討する。

3 20周年記念事業

ふくしま県民の森「フォレストパークあだたら」開設20周年を記念し、利用者に対する謝意を表すとともに、更なる利用促進を図るための事業を実施する。

- (1) オートキャンプ場春のフルオープンイベント～20周年はじまるよ！～
- (2) F E L感謝祭～20周年ありがとう！～
- (3) オートキャンプ場“誕生祭”～20周年おめでとう！～
- (4) ウィンターフェスティバル～20周年これからも！～

4 全国植樹祭事業

6月10日に開催される第69回全国植樹祭のサテライト会場であるので、実行委員会や県、地元自治体等と協力して当日の適切な運営を図るとともに、開催前後の誘客に努める。

5 物品販売・貸付、カフェ事業

利用者の利便性の向上と、県内の企業や農家、地域をバックアップするため、ショッピングとカフェの運営を行う。ショッピングは、キャンプ用品の販売・貸付、農産物や地域産業6次化商品などの県産品等の販売のほか、団体等新たな利用者のニーズに合わせた食材の提供を行う。カフェは、軽食と飲み物を利用者に提供する。

6 地域振興と社会貢献事業

福島から全国へ向けての情報の発信と、全国から福島へ人を誘致することなどを通して、福島の復興を支援する。

(1) 地域情報の提供

利用者に対し、県内の各種地域情報（観光、物産、イベント等）を発信する。

(2) 地元産品のPRや地域企業の活用

大玉村や県内産の安心・安全な物品の販売を行うとともに、地元事業者を活用して地域の活性化に資する。

(3) 人材の活用

周辺地域からの財団主催事業への講師招へいや雇用の確保に努める。

(4) 観光交流促進の取組

「温泉・グルメスタンプラリー」や「ライズ福島」など、本県の観光交流促進に向けた取組に協賛し、本県の交流人口拡大に資する。

(5) 授産施設の支援

授産施設制作商品の販売や商品紹介の機会の提供（ショッピング）

(6) 学校教育活動支援

学校等からの社会体験事業の受入（中学校、高等学校、大学など）

(7) 各種団体活動の支援

各種団体のボランティア活動の受入

(8) 福島復興に向けての支援

原発事故避難者への温泉無償提供

県内社会福祉協議会などとの支援目的協働事業の開催 等